

南海トラフ地震における
TEC-FORCE 活動計画
(案)

新旧対照表

令和 8 年 7 月

改定前	改定後
(表紙) 南海トラフ地震における TEC-FORCE 活動計画 <u>令和 2 年 12 月 21 日</u> 国土交通省 (目次) はじめに 第 1 章 活動計画の適用 1. 活動計画の位置付け 2. 初動対応と活動体制の確立 (1) 活動計画に基づく初動対応を行う判断基準 (2) 活動体制の確立 3. タイムラインに応じた目標行動 4. 用語の定義 第 2 章 具体的な活動計画 1. 動員の考え方 (1) 受援地整等内の TEC-FORCE の最大限の動員 (2) 応援地整等の TEC-FORCE の最大限の派遣 2. 広域派遣 (1) 被害想定を踏まえた活動規模 (2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正 (3) 広域派遣の手順 3. 活動に必要な拠点 (1) 広域進出拠点 (2) 船舶等を活用した進出	(表紙) 南海トラフ地震における TEC-FORCE 活動計画 <u>令和 8 年 7 月 28 日</u> 国土交通省 (目次) はじめに 第 1 章 活動計画の適用 1. 活動計画の位置付け 2. 初動対応と活動体制の確立 (1) 活動計画に基づく初動対応を行う判断基準 (2) 活動体制の確立 3. タイムラインに応じた目標行動 4. 用語の定義 第 2 章 具体的な活動計画 1. 動員の考え方 (1) 受援地整等内の TEC-FORCE の最大限の動員 (2) 応援地整等の TEC-FORCE の最大限の派遣 2. 広域派遣 (1) 被害想定を踏まえた活動規模 (2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正 (3) 広域派遣の手順 3. 活動に必要な拠点 (1) 広域進出拠点 (2) 船舶等を活用した進出

改定前	改定後
4. 部隊の運用 (1) 活動内容 (2) 運用 5. リエゾンの派遣 附則 はじめに ○南海トラフ地震は、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生すること、短時間で津波が到達する地域があること、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること等から、これまで想定されてきた地震とは次元の異なる、広域かつ甚大な被害が発生し、我が国の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じることが想定されている。 ○南海トラフ地震発災後は、速やかに全国の緊急災害対策派遣隊（以下「TEC-FORCE」という。）を派遣して、被災地を支援する必要があるが、関東から九州まで広範囲にわたる被害を受けるため、人員の確保や派遣先の選定・調整等の難航が想定される。このため、あらかじめ「南海トラフ地震における TEC-FORCE 活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定し、迅速かつ的確な TEC-FORCE の派遣と応急対策活動を実施するものである。	4. 部隊の運用 (1) 活動内容 (2) 運用 5. リエゾンの派遣 附則 はじめに ○南海トラフ地震は、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生すること、短時間で津波が到達する地域があること、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること等から、これまで想定されてきた地震とは次元の異なる、広域かつ甚大な被害が発生し、我が国の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じることが想定されている。 ○南海トラフ地震発災後は、速やかに全国の緊急災害対策派遣隊（以下「TEC-FORCE」という。）を派遣して、被災地を支援する必要があるが、関東から九州まで広範囲にわたる被害を受けるため、人員の確保や派遣先の選定・調整等の難航が想定される。このため、あらかじめ「南海トラフ地震における TEC-FORCE 活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定し、迅速かつ的確な TEC-FORCE の派遣と応急対策活動を実施するものである。

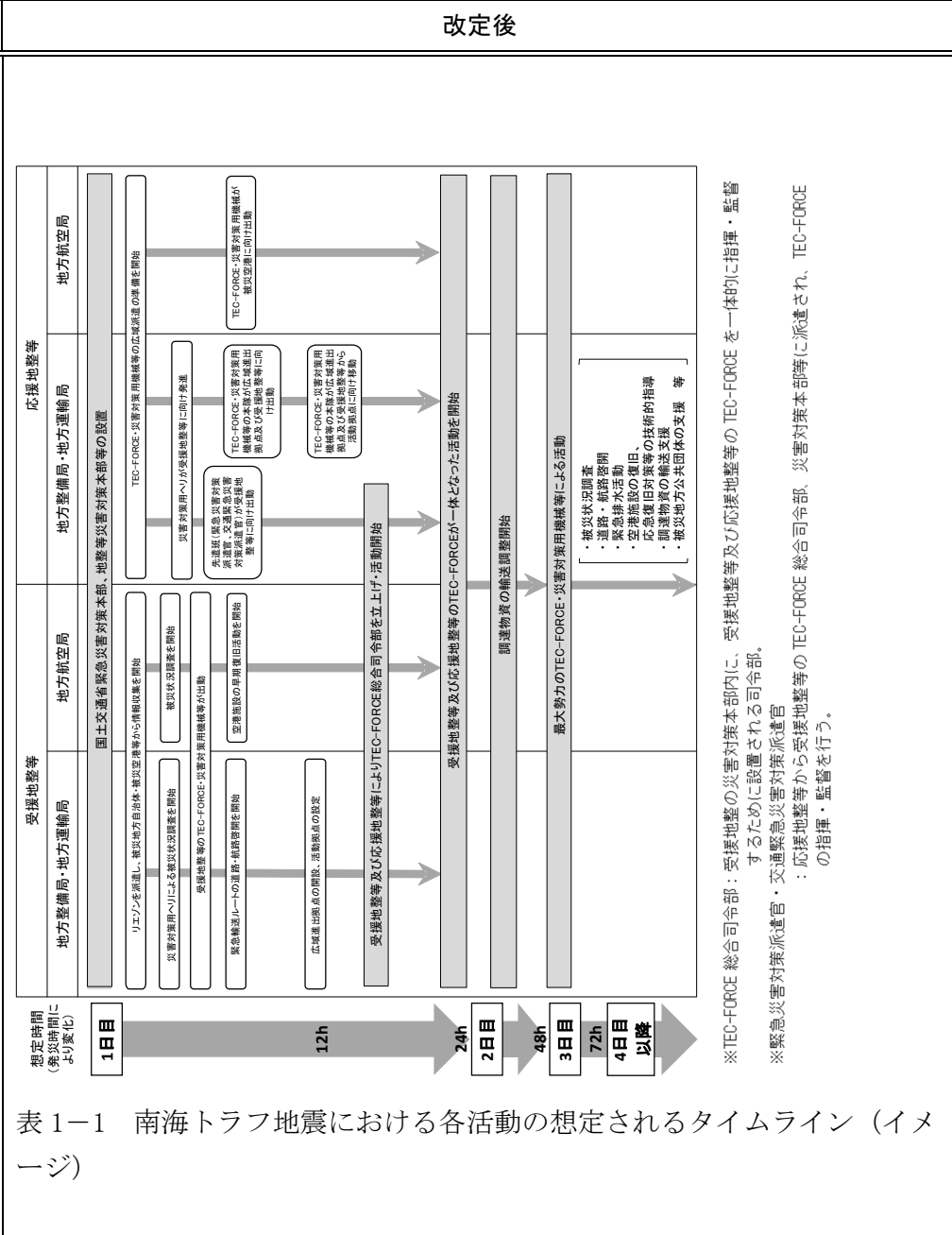
改定前	改定後
第1章 活動計画の適用 1. 活動計画の位置付け (1) 活動計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」（以下「特措法」という。）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（<u>令和元年5月中央防災会議</u>）」及び「南海トラフ巨大地震対策計画（<u>平成31年1月国土交通省南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部</u>）」において策定するとされたものである。 (2) 活動計画は、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（以下「対策検討WG」という。）が報告した「南海トラフ巨大地震の被害想定について（<u>第一次報告</u>）平成24年8月29日」に基づき、TEC-FORCEに関する活動内容を定めるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の対象となる先発地震発生時の対応について定めている。 (3) 活動計画は、南海トラフ地震がいつ発生しても対応できるよう、現時点における隊員、災害対策用機械等を前提に活動内容を定めている。このため、各種訓練を通じて、活動計画の内容を検証し、改善していくことで、実効性を高めていくこととする。 2. 初動対応と活動体制の確立 (1) 活動計画に基づく初動対応を行う判断基準 TEC-FORCE は、次のいずれかの場合には、被害全容の把握を待つことなく、TEC-FORCE による応急対策活動を直ちに開始する。	第1章 活動計画の適用 1. 活動計画の位置付け (1) 活動計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」（以下「特措法」という。）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（<u>令和7年7月中央防災会議</u>）」及び「南海トラフ巨大地震対策計画 <u>[第4版]</u>（<u>令和8年1月（令和8年7月一部改訂）国土交通省防災・減災対策本部</u>）」において策定するとされたものである。 (2) 活動計画は、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（以下「対策検討WG」という。）が報告した「南海トラフ巨大地震<u>対策検討ワーキンググループ報告書</u>」（<u>令和7年3月31日</u>）」に基づき、TEC-FORCE に関する活動内容を定めるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の対象となる先発地震発生時の対応について定めている。 (3) 活動計画は、南海トラフ地震がいつ発生しても対応できるよう、現時点における隊員、災害対策用機械等を前提に活動内容を定めている。このため、各種訓練を通じて、活動計画の内容を検証し、改善していくことで、実効性を高めていくこととする。 2. 初動対応と活動体制の確立 (1) 活動計画に基づく初動対応を行う判断基準 TEC-FORCE は、次のいずれかの場合には、被害全容の把握を待つことなく、TEC-FORCE による応急対策活動を直ちに開始する。

(下線は改定部分)

改定前	改定後
・地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（内閣府）」（以下「モデル検討会」という。）において設定された想定震源断層域と重なる区域^{※1}であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域^{※2}のいずれにおいても、震度6強以上の観測又は大津波警報の発表があった場合 ・地震発生時の震央地名の区域が、「モデル検討会」で設定された想定震源断層域内でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合（以下「先発地震が発生した場合」という。） ※1：モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域の震央地名 山梨県中・西部、長野県南部、静岡県東部、静岡県西部、静岡県中部、駿河湾南方沖、新島・神津島近海、遠州灘、岐阜県美濃東部、愛知県東部、愛知県西部、三河湾、伊勢湾、三重県北部、三重県中部、三重県南部、三重県南東沖、奈良県、和歌山県南部、和歌山県北部、和歌山県南方沖、紀伊水道、淡路島付近、徳島県北部、徳島県南部、香川県東部、香川県西部、瀬戸内海中部、愛媛県東予、愛媛県中予、愛媛県南予、高知県中部、高知県西部、高知県東部、土佐湾、四国沖、豊後水道、大分県南部、宮崎県北部平野部、日向灘、九州地方南東沖 ※2：中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域に該当する震度情報区域は、下記に示す府県に所在する区域とする。 中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 近畿地方：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	・地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（内閣府）」（以下「モデル検討会」という。）において設定された想定震源断層域と重なる区域^{※1}であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域^{※2}のいずれにおいても、震度6強以上の観測又は大津波警報の発表があった場合 ・地震発生時の震央地名の区域が、「モデル検討会」で設定された想定震源断層域内でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合（以下「先発地震が発生した場合」という。） ※1：モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域の震央地名 山梨県中・西部、長野県南部、静岡県東部、静岡県西部、静岡県中部、駿河湾南方沖、新島・神津島近海、遠州灘、岐阜県美濃東部、愛知県東部、愛知県西部、三河湾、伊勢湾、三重県北部、三重県中部、三重県南部、三重県南東沖、奈良県、和歌山県南部、和歌山県北部、和歌山県南方沖、紀伊水道、淡路島付近、徳島県北部、徳島県南部、香川県東部、香川県西部、瀬戸内海中部、愛媛県東予、愛媛県中予、愛媛県南予、高知県中部、高知県西部、高知県東部、土佐湾、四国沖、豊後水道、大分県南部、宮崎県北部平野部、日向灘、九州地方南東沖 ※2：中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域に該当する震度情報区域は、下記に示す府県に所在する区域とする。 中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 近畿地方：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

改定前	改定後
(2) 活動体制の確立 国土交通省は、南海トラフ地震が発生した場合には、速やかに本省緊急災害対策本部等を設置するとともに、甚大な被害が想定される地域への支援を迅速に行うため、全国の地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局（以下「地整等」という。）の TEC-FORCE による広域的な支援体制を確立する。 3. タイムラインに応じた目標行動 (1) 活動計画では、発災時からの経過時間に応じたタイムラインを表 1-1 のとおり設定する。TEC-FORCE は、このタイムラインを踏まえ、南海トラフ地震により管内に甚大な被害が発生する受援地整等と、広域派遣により受援地整等の応援を行う応援地整等が、相互に連携して迅速に応急対策活動を行う。 (2) 応急対策活動の実施にあたっては、政府の緊急災害現地対策本部や都道府県災害対策本部等の関係機関と密接に連携する。	(2) 活動体制の確立 国土交通省は、南海トラフ地震が発生した場合には、速やかに本省緊急災害対策本部等を設置するとともに、甚大な被害が想定される地域への支援を迅速に行うため、全国の地方整備局、北海道開発局、<u>沖縄総合事務局</u>、地方運輸局、地方航空局（以下「地整等」という。）の TEC-FORCE による広域的な支援体制を確立する。 3. タイムラインに応じた目標行動 (1) 活動計画では、発災時からの経過時間に応じたタイムラインを表 1-1 のとおり設定する。TEC-FORCE は、このタイムラインを踏まえ、南海トラフ地震により管内に甚大な被害が発生する受援地整等と、広域派遣により受援地整等の応援を行う応援地整等が、相互に連携して迅速に応急対策活動を行う。 (2) 応急対策活動の実施にあたっては、政府の緊急災害現地対策本部や都道府県災害対策本部等の関係機関と密接に連携する。

表 1-1 南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）



改定前	改定後
4. 用語の定義 活動計画の各章を通じて使用される次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。 (1) 南海トラフ地震 「特措法」第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。 (2) 南海トラフ巨大地震 「モデル検討会」で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。 (3) 重点受援県 「特措法」第3条の南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む都府県の内、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県 (4) 受援地整等 重点受援県を管轄する地整等 中部地方整備局、近畿地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局 中部運輸局、近畿運輸局、四国運輸局、九州運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局	4. 用語の定義 活動計画の各章を通じて使用される次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。 (1) 南海トラフ地震 「特措法」第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。 (2) 南海トラフ巨大地震 「モデル検討会」で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。 (3) 重点受援県 「特措法」第3条の南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む都府県の内、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県 <u>なお、先発地震が発生した場合においては、被害想定を基礎としつつ、地震DIS*被害推計結果等を基に、都府県毎の被害量（死者数及び自力脱出困難者数）を推計の上、先発地震重点受援県を特定する。</u> <u>※DIS（Disaster Informations Systems）：地震防災情報システム（内閣府により推計）</u> (4) 受援地整等 重点受援県を管轄する地整等 中部地方整備局、近畿地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局 中部運輸局、近畿運輸局、四国運輸局、九州運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局

改定前	改定後
注) 管内の被害の程度によっては、他地整等の応援に回る場合もある。 (5) 応援地整等 ・ 受援地整等以外の地整等 北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、 北陸地方整備局、中国地方整備局 北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、 中国運輸局、東京航空局 注) 応援地整等内で被害が発生している場合には、応援地整等内の支援を考慮したうえで、受援地整等の支援を行う。また、管内の被害の程度によっては、他地整等の支援を受ける場合もある。	注) 管内の被害の程度によっては、他地整等の応援に回る場合もある。 (5) 応援地整等 ・ 受援地整等以外の地整等 北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、 北陸地方整備局、中国地方整備局、<u>沖縄総合事務局</u> 北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、 中国運輸局、東京航空局 注) 応援地整等内で被害が発生している場合には、応援地整等内の支援を考慮したうえで、受援地整等の支援を行う。また、管内の被害の程度によっては、他地整等の支援を受ける場合もある。

改定前	改定後
第2章 具体的な活動計画 国土交通省は、南海トラフ地震による甚大な被害に対して、人命救助を最優先に、関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援、被災状況の把握、緊急輸送ルート確保のための道路・航路の啓開、緊急排水、空港施設の復旧、被災地方公共団体の支援等の応急対策活動に全力であたる必要がある。このため、TEC-FORCE（約 <u>14,000</u> 人）、災害対策用ヘリコプター（8機）、災害対策用船舶（<u>43</u> 隻）、災害対策用機械（約 <u>565</u> 台）を最大限動員し、全国から被災地に向けて、迅速かつ的確に派遣する。 1. 動員の考え方 (1) 受援地整等の TEC-FORCE の最大限の動員 受援地整等は、発災直後から、管内の被災地域に対して TEC-FORCE を最大限動員して、応急対策活動を行う。 その規模は、受援地整等合計で、日最大約 <u>890</u> 人/日とする。 中部地方整備局：約 210 人/日 近畿地方整備局：約 220 人/日 四国地方整備局：約 120 人/日 九州地方整備局：約 290 人/日 中部・近畿・四国・九州運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局：約 <u>50</u> 人/日 (2) 応援地整等の TEC-FORCE の最大限の派遣 応援地整等は、受援地整等を支援するため、最大限の規模の TEC-FORCE を広域派遣し、被災地域の支援を行う。その規模は、応援地整等	第2章 具体的な活動計画 国土交通省は、南海トラフ地震による甚大な被害に対して、人命救助を最優先に、関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援、被災状況の把握、緊急輸送ルート確保のための道路・航路の啓開、緊急排水、空港施設の復旧、被災地方公共団体の支援等の応急対策活動に全力であたる必要がある。このため、TEC-FORCE（約 <u>18,000</u> 人）、災害対策用ヘリコプター（<u>9</u> 機）、災害対策用船舶（<u>45</u> 隻）、災害対策用機械（約 <u>570</u> 台）を最大限動員し、全国から被災地に向けて、迅速かつ的確に派遣する。 <u>TEC-FORCE の動員に当たっては、災害対策用機械の運用等における TEC-FORCE パートナー及び、技術的助言が必要な場合における TEC-FORCE アドバイザーと連携して活動を行う。</u> 1. 動員の考え方 (1) 受援地整等の TEC-FORCE の最大限の動員 受援地整等は、発災直後から、管内の被災地域に対して TEC-FORCE を最大限動員して、応急対策活動を行う。 その規模は、受援地整等合計で、日最大約 <u>920</u> 人/日とする。 中部地方整備局：約 210 人/日 近畿地方整備局：約 220 人/日 四国地方整備局：約 120 人/日 九州地方整備局：約 290 人/日 中部・近畿・四国・九州運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局：約 <u>80</u> 人/日 <u>なお、上記に加えて予備隊員についても最大限動員を行う。</u> (2) 応援地整等の TEC-FORCE の最大限の派遣 応援地整等は、受援地整等を支援するため、最大限の規模の TEC-FORCE を広域派遣し、被災地域の支援を行う。その規模は、応援地整等

改定前	改定後
合計で、日最大約 <u>1,360</u> 人/日とする。なお、応援地整等内で被害が発生している場合には、応援地整等内の支援を考慮したうえで、受援地整等の支援を行う。 北海道開発局：約 380 人/日 東北地方整備局：約 290 人/日 関東地方整備局：約 340 人/日 北陸地方整備局：約 190 人/日 中国地方整備局：約 120 人/日 北海道・東北・関東・北陸信越・中国運輸局、東京航空局：約 <u>40</u> 人/日 (3) 災害対策用機械等の集結 ① 災害対策用ヘリコプター ヘリコプターは、初動期において被災状況の全体像を把握するうえで、非常に重要な役割を果たす。このため、受援地整が所有する災害対策用ヘリコプターを発災後速やかに発進させ、上空から被災状況を調査する。 また、応援地整等が所有する災害対策用ヘリコプターを広域派遣し、最大 <u>8</u> 機のヘリコプターにより、各地整等が予め定めた TEC-FORCE 活動計画に基づき被災調査を実施する。 ② 災害対策用船舶 地整等から、大型浚渫兼油回収船、海洋環境整備船、港湾業務艇、防災フロートの災害対策用船舶、最大 <u>43</u> 隻を派遣して、航路啓開や港湾施設調査等を行う。 ③ 災害対策用機械 地整等から、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置 (Ku-SAT)、対策本部車、待機支援車を最大約 550 台 (うち排水	合計で、日最大約 <u>1,400</u> 人/日とする。なお、応援地整等内で被害が発生している場合には、応援地整等内の支援を考慮したうえで、受援地整等の支援を行う。 北海道開発局：約 380 人/日 東北地方整備局：約 290 人/日 関東地方整備局：約 340 人/日 北陸地方整備局：約 190 人/日 中国地方整備局：約 120 人/日 <u>沖縄総合事務局：約 30 人/日</u> 北海道・東北・関東・北陸信越・中国運輸局、東京航空局：約 <u>50</u> 人/日 <u>なお、上記に加えて予備隊員についても最大限動員を行う。</u> (3) 災害対策用機械等の集結 ① 災害対策用ヘリコプター ヘリコプターは、初動期において被災状況の全体像を把握するうえで、非常に重要な役割を果たす。このため、受援地整が所有する災害対策用ヘリコプターを発災後速やかに発進させ、上空から被災状況を調査する。 また、応援地整等が所有する災害対策用ヘリコプターを広域派遣し、最大 <u>9</u> 機のヘリコプターにより、各地整等が予め定めた TEC-FORCE 活動計画に基づき被災調査を実施する。 ② 災害対策用船舶 地整等から、大型浚渫兼油回収船、海洋環境整備船、港湾業務艇、防災フロートの災害対策用船舶等、最大 <u>44</u> 隻を派遣して、航路啓開や港湾施設調査等を行う。 ③ 災害対策用機械 地整等から、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置 (Ku-SAT)、対策本部車、待機支援車を最大約 550 台 (うち排水

改定前	改定後
ポンプ車約 220 台) 派遣して、緊急排水活動や、甚大な被害を受け防災機能の喪失した地方自治体の通信機能の確保等の支援を行う。 特に、津波により深刻な浸水被害が発生する地域に対しては、重点的に排水ポンプ車を集結させて、迅速に排水作業を実施する。 また、地方航空局から、電力供給の障害が生じた空港に向けて、航空保安施設の機能を維持するために必要な可搬型発電装置を最大約 <u>15</u> 台派遣し、被災空港の災害復旧支援を行う。 2. 広域派遣 (1) 被害想定を踏まえた活動規模 活動計画では、対策検討 WG が平成 24 年 8 月に報告した被害想定（津波浸水深 2m 以上の浸水面積、全壊棟数）を踏まえ、各地域ブロックの被害規模に応じて TEC-FORCE が活動することを想定する。 最も深刻な被害が想定される中部地方、または四国地方の被害が最大となる 2 つのケースについて、TEC-FORCE 及び災害対策用機械等の広域派遣先、派遣規模を計画※する。 ※国土交通省が被災地で担う役割（緊急輸送ルートの確保、浸水域の緊急排水活動、被災状況の調査等）を踏まえ、その活動量に大きな影響を及ぼす各被害地域ブロックの津波浸水深さ 2m 以上の浸水面積、道路閉塞の要因となる全壊棟数（津波による被害を除く）に応じて、TEC-FORCE を配分 (例 1) 中部地方の被害想定が最大となるケース 揺れによる被害が最大となると想定される強震動生成域（地震）が最も陸域側の場所で発生するとともに、駿河湾から紀伊半島沖で大きなすべり（大すべり域・	ポンプ車約 220 台) 派遣して、緊急排水活動や、甚大な被害を受け防災機能の喪失した地方自治体の通信機能の確保等の支援を行う。 特に、津波により深刻な浸水被害が発生する地域に対しては、重点的に排水ポンプ車を集結させて、迅速に排水作業を実施する。 また、地方航空局から、電力供給の障害が生じた空港に向けて、航空保安施設の機能を維持するために必要な可搬型発電装置を最大約 <u>20</u> 台派遣し、被災空港の災害復旧支援を行う。 2. 広域派遣 (1) 被害想定を踏まえた活動規模 活動計画では、対策検討 WG が令和 7 年 3 月に報告した被害想定（津波浸水深 2m 以上の浸水面積、全壊棟数）を踏まえ、各地域ブロックの被害規模に応じて TEC-FORCE が活動することを想定する。 最も深刻な被害が想定される中部地方、または四国地方の被害が最大となる 2 つのケースについて、TEC-FORCE 及び災害対策用機械等の広域派遣先、派遣規模を計画※する。 ※国土交通省が被災地で担う役割（緊急輸送ルートの確保、浸水域の緊急排水活動、被災状況の調査等）を踏まえ、その活動量に大きな影響を及ぼす各被害地域ブロックの津波浸水深さ 2m 以上の浸水面積、道路閉塞の要因となる全壊棟数（津波による被害を除く）に応じて、TEC-FORCE を配分 (例 1) 中部地方の被害想定が最大となるケース 揺れによる被害が最大となると想定される強震動生成域（地震）が最も陸域側の場所で発生するとともに、駿河湾から紀伊半島沖で大きなすべり（大すべり域・

改定前	改定後																																								
超大すべり域)が発生し、中部地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。 <table border="1"> <tr> <th>地 方</th><th>被害規模の目安</th></tr> <tr> <td>中部地方</td><td>概ね 4 割</td></tr> <tr> <td>近畿地方</td><td>概ね 2 割</td></tr> <tr> <td>四国地方</td><td>概ね 3 割</td></tr> <tr> <td>九州地方</td><td>概ね 1 割</td></tr> </table> (例 2) 四国地方の被害想定が最大となるケース 揺れによる被害が最大となると想定される強震動生成域(地震)が最も陸域側の場所で発生するとともに、四国沖で大きなすべり(大すべり域・超大すべり域)が発生し、四国地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。 <table border="1"> <tr> <th>地 方</th><th>被害規模の目安</th></tr> <tr> <td>中部地方</td><td>概ね 3 割</td></tr> <tr> <td>近畿地方</td><td>概ね 2 割</td></tr> <tr> <td>四国地方</td><td>概ね 4 割</td></tr> <tr> <td>九州地方</td><td>概ね 1 割</td></tr> </table> (2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正 南海トラフ地震では、中部及び四国地方の津波による深刻な浸水被害が想定されているが、発災時には、本計画を基礎としつつ、<u>実際の被害状況を踏まえ、柔軟に対応する。</u>	地 方	被害規模の目安	中部地方	概ね 4 割	近畿地方	概ね 2 割	四国地方	概ね 3 割	九州地方	概ね 1 割	地 方	被害規模の目安	中部地方	概ね 3 割	近畿地方	概ね 2 割	四国地方	概ね 4 割	九州地方	概ね 1 割	超大すべり域)が発生し、中部地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。 <table border="1"> <tr> <th>地 方</th><th>被害規模の目安</th></tr> <tr> <td>中部地方</td><td>概ね 4 割</td></tr> <tr> <td>近畿地方</td><td>概ね 2 割</td></tr> <tr> <td>四国地方</td><td>概ね 3 割</td></tr> <tr> <td>九州地方</td><td>概ね 1 割</td></tr> </table> (例 2) 四国地方の被害想定が最大となるケース 揺れによる被害が最大となると想定される強震動生成域(地震)が最も陸域側の場所で発生するとともに、四国沖で大きなすべり(大すべり域・超大すべり域)が発生し、四国地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。 <table border="1"> <tr> <th>地 方</th><th>被害規模の目安</th></tr> <tr> <td>中部地方</td><td>概ね 3 割</td></tr> <tr> <td>近畿地方</td><td>概ね 2 割</td></tr> <tr> <td>四国地方</td><td>概ね 4 割</td></tr> <tr> <td>九州地方</td><td>概ね 1 割</td></tr> </table> (2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正 南海トラフ地震では、中部及び四国地方の津波による深刻な浸水被害が想定されているが、発災時には、本計画を基礎としつつ、<u>実際の被害状況を踏まえ、柔軟に対応する。</u> <u>先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には、重点受援県 10 県のうち、先発地震重点受</u>	地 方	被害規模の目安	中部地方	概ね 4 割	近畿地方	概ね 2 割	四国地方	概ね 3 割	九州地方	概ね 1 割	地 方	被害規模の目安	中部地方	概ね 3 割	近畿地方	概ね 2 割	四国地方	概ね 4 割	九州地方	概ね 1 割
地 方	被害規模の目安																																								
中部地方	概ね 4 割																																								
近畿地方	概ね 2 割																																								
四国地方	概ね 3 割																																								
九州地方	概ね 1 割																																								
地 方	被害規模の目安																																								
中部地方	概ね 3 割																																								
近畿地方	概ね 2 割																																								
四国地方	概ね 4 割																																								
九州地方	概ね 1 割																																								
地 方	被害規模の目安																																								
中部地方	概ね 4 割																																								
近畿地方	概ね 2 割																																								
四国地方	概ね 3 割																																								
九州地方	概ね 1 割																																								
地 方	被害規模の目安																																								
中部地方	概ね 3 割																																								
近畿地方	概ね 2 割																																								
四国地方	概ね 4 割																																								
九州地方	概ね 1 割																																								

改定前	改定後
(3) 広域派遣の手順 ①迅速な出動決定 ・ 応援地整等の TEC-FORCE は、南海トラフ地震発災後、第 1 章 2. (1) の判断基準により直ちに派遣準備を開始し、TEC-FORCE の安全を考慮した上で、速やかに受援地整等に向けて出動する。 ②進出の手順 ・ 応援地整等の TEC-FORCE は、一次的な進出目標である広域進出拠点及び受援運輸局に向けて進出を開始する。 ・ 受援地整等は、できる限り速やかに応援地整等の TEC-FORCE を被災地に到達させるため、広域進出拠点及び受援運輸局からの進入ルートや距離等を考慮して、派遣先（活動拠点）を決定する。 ・ 先発地震が発生した場合においては、DIS※被害推計結果を基にした地域毎の被害量推計を踏まえ、後発地震発生後の迅速な応急対策活動に備えつつ、応援地整等の TEC-FORC は進出を開始し、被害が推定される受援地整等は速やかに派遣先（活動拠点）を決定する。 ※DIS (Disaster Informations Systems) :地震防災情報システム（内閣府により推計）	<u>援県を除く県を管轄する地方整備局等の部隊は、第 2 章 4 (1) に加えて、後発地震発生後の迅速な災害応急対策活動に備えるものとする。</u> <u>先発地震の被災地へ移動中に後発地震が発生した場合は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。</u> <u>応援部隊が先発地震の被災地へ入った後に、後発地震が発生した場合は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、応援部隊を再編成の上、後発地震の発生に備えていた地方整備局等の部隊を中心に、災害応急対策活動を迅速に行う。</u> (3) 広域派遣の手順 ①迅速な出動決定 ・ 応援地整等の TEC-FORCE は、南海トラフ地震発災後、第 1 章 2. (1) の判断基準により直ちに派遣準備を開始し、TEC-FORCE の安全を考慮した上で、速やかに受援地整等に向けて出動する。 ②進出の手順 ・ 応援地整等の TEC-FORCE は、一次的な進出目標である広域進出拠点及び受援運輸局に向けて進出を開始する。 ・ 受援地整等は、できる限り速やかに応援地整等の TEC-FORCE を被災地に到達させるため、広域進出拠点及び受援運輸局からの進入ルートや距離等を考慮して、派遣先（活動拠点）を決定する。 ・ 先発地震が発生した場合においては、DIS 被害推計結果を基にした地域毎の被害量推計を踏まえ、後発地震発生後の迅速な応急対策活動に備えつつ、応援地整等の TEC-FORC は進出を開始し、被害が推定される受援地整等は速やかに派遣先（活動拠点）を決定する。

改定前	改定後																																																				
・なお、応援する地方航空局の TEC-FORCE は、被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ決定する被災空港に向けて進出を開始する。 3. 活動に必要な拠点 (1) 広域進出拠点 ・発災後、応援地整等の TEC-FORCE が受援地整等方面に向かって移動する際の一次的な進出目標地点を「広域進出拠点」という。 ・広域進出拠点に集結した応援地整等の TEC-FORCE は、受援地整の指示に従い、班毎に分かれて、被災地域で応急対策活動を行うための拠点となる各活動拠点に移動し、活動を開始する。 ・広域進出拠点の利用に際し、広域進出拠点の管理者や関係機関と緊密に連携・調整のうえ、災害対策用車両の駐車及び給油、隊員の休憩等を行う。 【想定される広域進出拠点】 <table><tr><th>派遣先（受援）</th><th>広域進出拠点</th><th>所在地</th></tr><tr><td rowspan="3">中部地方整備局</td><td>足柄 SA（下り）</td><td>静岡県駿東郡小山町</td></tr><tr><td>恵那峡 SA（下り）</td><td>岐阜県恵那市</td></tr><tr><td>川島 PA（上り）</td><td>岐阜県各務原市</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td><td>草津 PA（下り）</td><td>滋賀県草津市</td></tr><tr><td rowspan="4">四国地方整備局</td><td>豊浜 SA（下り）</td><td>香川県観音寺市</td></tr><tr><td>（吉備 SA（下り））※</td><td>（岡山県岡山市）</td></tr><tr><td>石鎚山 SA（上り）</td><td>愛媛県西条市</td></tr><tr><td>（小谷 SA（上り））※</td><td>（広島県東広島市）</td></tr><tr><td>九州地方整備局</td><td>美東 SA（下り）</td><td>山口県美祢市</td></tr></table> ※ （ ）内は、本州と四国間の橋梁点検が完了するまで待機する地点	派遣先（受援）	広域進出拠点	所在地	中部地方整備局	足柄 SA（下り）	静岡県駿東郡小山町	恵那峡 SA（下り）	岐阜県恵那市	川島 PA（上り）	岐阜県各務原市	近畿地方整備局	草津 PA（下り）	滋賀県草津市	四国地方整備局	豊浜 SA（下り）	香川県観音寺市	（吉備 SA（下り））※	（岡山県岡山市）	石鎚山 SA（上り）	愛媛県西条市	（小谷 SA（上り））※	（広島県東広島市）	九州地方整備局	美東 SA（下り）	山口県美祢市	・なお、応援する地方航空局の TEC-FORCE は、被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ決定する被災空港に向けて進出を開始する。 3. 活動に必要な拠点 (1) 広域進出拠点 ・発災後、応援地整等の TEC-FORCE が受援地整等方面に向かって移動する際の一次的な進出目標地点を「広域進出拠点」という。 ・広域進出拠点に集結した応援地整等の TEC-FORCE は、受援地整の指示に従い、班毎に分かれて、被災地域で応急対策活動を行うための拠点となる各活動拠点に移動し、活動を開始する。 ・広域進出拠点の利用に際し、広域進出拠点の管理者や関係機関と緊密に連携・調整のうえ、災害対策用車両の駐車及び給油、隊員の休憩等を行う。 【想定される広域進出拠点】 <table><tr><th>派遣先（受援）</th><th>広域進出拠点</th><th>所在地</th></tr><tr><td rowspan="3">中部地方整備局</td><td>足柄 SA（下り）</td><td>静岡県駿東郡小山町</td></tr><tr><td>恵那峡 SA（下り）</td><td>岐阜県恵那市</td></tr><tr><td>川島 PA（上り）</td><td>岐阜県各務原市</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td><td>草津 PA（下り）</td><td>滋賀県草津市</td></tr><tr><td rowspan="4">四国地方整備局</td><td>豊浜 SA（下り）</td><td>香川県観音寺市</td></tr><tr><td>（吉備 SA（下り））※</td><td>（岡山県岡山市）</td></tr><tr><td>石鎚山 SA（上り）</td><td>愛媛県西条市</td></tr><tr><td>（小谷 SA（上り））※</td><td>（広島県東広島市）</td></tr><tr><td rowspan="2">九州地方整備局</td><td>美東 SA（下り）</td><td>山口県美祢市</td></tr><tr><td>九州地方整備局</td><td>福岡県福岡市</td></tr></table> ※ （ ）内は、本州と四国間の橋梁点検が完了するまで待機する地点	派遣先（受援）	広域進出拠点	所在地	中部地方整備局	足柄 SA（下り）	静岡県駿東郡小山町	恵那峡 SA（下り）	岐阜県恵那市	川島 PA（上り）	岐阜県各務原市	近畿地方整備局	草津 PA（下り）	滋賀県草津市	四国地方整備局	豊浜 SA（下り）	香川県観音寺市	（吉備 SA（下り））※	（岡山県岡山市）	石鎚山 SA（上り）	愛媛県西条市	（小谷 SA（上り））※	（広島県東広島市）	九州地方整備局	美東 SA（下り）	山口県美祢市	九州地方整備局	福岡県福岡市
派遣先（受援）	広域進出拠点	所在地																																																			
中部地方整備局	足柄 SA（下り）	静岡県駿東郡小山町																																																			
	恵那峡 SA（下り）	岐阜県恵那市																																																			
	川島 PA（上り）	岐阜県各務原市																																																			
近畿地方整備局	草津 PA（下り）	滋賀県草津市																																																			
四国地方整備局	豊浜 SA（下り）	香川県観音寺市																																																			
	（吉備 SA（下り））※	（岡山県岡山市）																																																			
	石鎚山 SA（上り）	愛媛県西条市																																																			
	（小谷 SA（上り））※	（広島県東広島市）																																																			
九州地方整備局	美東 SA（下り）	山口県美祢市																																																			
派遣先（受援）	広域進出拠点	所在地																																																			
中部地方整備局	足柄 SA（下り）	静岡県駿東郡小山町																																																			
	恵那峡 SA（下り）	岐阜県恵那市																																																			
	川島 PA（上り）	岐阜県各務原市																																																			
近畿地方整備局	草津 PA（下り）	滋賀県草津市																																																			
四国地方整備局	豊浜 SA（下り）	香川県観音寺市																																																			
	（吉備 SA（下り））※	（岡山県岡山市）																																																			
	石鎚山 SA（上り）	愛媛県西条市																																																			
	（小谷 SA（上り））※	（広島県東広島市）																																																			
九州地方整備局	美東 SA（下り）	山口県美祢市																																																			
	九州地方整備局	福岡県福岡市																																																			

改定前	改定後																																
(2) 船舶等を活用した進出 陸上での部隊輸送の困難が想定される北海道開発局においては、広域派遣のために船舶等の利用を基本とする。その際、政府の緊急災害対策本部や関係機関と緊密に連携・調整のうえ、速やかに部隊を輸送する。 【想定される広域進出拠点】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">区 間</th><th colspan="2">規 模</th></tr><tr><th>起点</th><th>終点</th><th>人員</th><th>災害対策用機械</th></tr><tr><td rowspan="2">北海道開発局</td><td>苫小牧港</td><td>新潟港、敦賀港</td><td rowspan="2">約 380 人</td><td rowspan="2">約 30 台</td></tr><tr><td>小樽港</td><td>新潟港、舞鶴港</td></tr></table>		区 間		規 模		起点	終点	人員	災害対策用機械	北海道開発局	苫小牧港	新潟港、敦賀港	約 380 人	約 30 台	小樽港	新潟港、舞鶴港	(2) 船舶等を活用した進出 陸上での部隊輸送の困難が想定される北海道開発局においては、広域派遣のために船舶等の利用を基本とする。その際、政府の緊急災害対策本部や関係機関と緊密に連携・調整のうえ、速やかに部隊を輸送する。 【想定される広域進出拠点】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">区 間</th><th colspan="2">規 模</th></tr><tr><th>起点</th><th>終点</th><th>人員</th><th>災害対策用機械</th></tr><tr><td rowspan="2">北海道開発局</td><td>苫小牧港</td><td>新潟港、敦賀港</td><td rowspan="2">約 380 人</td><td rowspan="2">約 30 台</td></tr><tr><td>小樽港</td><td>新潟港、舞鶴港</td></tr></table>		区 間		規 模		起点	終点	人員	災害対策用機械	北海道開発局	苫小牧港	新潟港、敦賀港	約 380 人	約 30 台	小樽港	新潟港、舞鶴港
		区 間		規 模																													
	起点	終点	人員	災害対策用機械																													
北海道開発局	苫小牧港	新潟港、敦賀港	約 380 人	約 30 台																													
	小樽港	新潟港、舞鶴港																															
	区 間		規 模																														
	起点	終点	人員	災害対策用機械																													
北海道開発局	苫小牧港	新潟港、敦賀港	約 380 人	約 30 台																													
	小樽港	新潟港、舞鶴港																															
4. 部隊の運用 (1) TEC-FORCE の活動内容 - TEC-FORCE は、人命救助を最優先に、関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援のため、被災状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、緊急排水、被災地方公共団体の支援、緊急・代替輸送等に係る輸送支援、空港施設の復旧、応急復旧対策等の技術的指導等の応急対策活動を行う。 (2) 運用 - 発災直後は、受援地整等が中心となり、管内の被災した地域に対して最大限の TEC-FORCE を動員して、応急対策活動を開始する。 - 応援地整等の TEC-FORCE が到着した後は、受援地整等の災害対策本部長の指揮命令の下、受援地整等と応援地整等の TEC-FORCE が一体となって、応急対策活動を迅速に行う。	4. 部隊の運用 (1) TEC-FORCE の活動内容 - TEC-FORCE は、人命救助を最優先に、関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援のため、被災状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、緊急排水、被災地方公共団体の支援、緊急・代替輸送等に係る輸送支援、空港施設の復旧、応急復旧対策等の技術的指導等の応急対策活動を行う。 (2) 運用 - 発災直後は、受援地整等が中心となり、管内の被災した地域に対して最大限の TEC-FORCE を動員して、応急対策活動を開始する。 - 応援地整等の TEC-FORCE が到着した後は、受援地整等の災害対策本部長の指揮命令の下、受援地整等と応援地整等の TEC-FORCE が一体となって、応急対策活動を迅速に行う。																																

(下線は改定部分)

改定前

・ TEC-FORCE の派遣規模及び派遣先は、次頁以降のとおりであるが、被災状況に応じて、その規模や派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

【TEC-FORCE 隊員の派遣規模及び派遣先】

	部隊の所在地	最大派遣規模 (人/日)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣予定先
応援	北海道開発局	約 380 人/日	川島 PA (上り)	中部地方整備局
			豊浜 SA (下り)	四国地方整備局
			美東 SA (下り)	九州地方整備局
	東北地方整備局	約 290 人/日	足柄 SA (下り)	中部地方整備局
			恵那峡 SA (下り)	
			川島 PA (上り)	近畿地方整備局
			草津 PA (下り)	
	豊浜 SA (下り)	四国地方整備局		
	関東地方整備局	約 340 人/日	足柄 SA (下り)	中部地方整備局
			恵那峡 SA (下り)	
			川島 PA (上り)	近畿地方整備局
	草津 PA (下り)			
	北陸地方整備局	約 190 人/日	草津 PA (下り)	近畿地方整備局
			豊浜 SA (下り)	四国地方整備局
	中国地方整備局	約 120 人/日	石鎚山 SA (上り)	四国地方整備局
	北海道・東北・ 関東・北陸信越・ 中国運輸局 東京航空局	約 40 人/日	※応援運輸局は、受援運輸局に向け進出。東京航空局は被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。	
受援	中部地方整備局	約 210 人/日	※被災状況に応じて、管内の被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定。大阪航空局は、被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。	
	近畿地方整備局	約 220 人/日		
	四国地方整備局	約 120 人/日		
	九州地方整備局	約 290 人/日		
	中部・近畿・四国・九州運輸局、 神戸運輸監理部 大阪航空局	約 50 人/日		
合計	約 2,250 人/日			

改定後

・ TEC-FORCE の派遣規模及び派遣先は、次頁以降のとおりであるが、被災状況に応じて、その規模や派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

【TEC-FORCE 隊員の派遣規模及び派遣先】

	部隊の所在地	最大派遣規模 (人/日)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣予定先
応援	北海道開発局	約 380 人/日	川島 PA (上り)	中部地方整備局
			豊浜 SA (下り)	四国地方整備局
			美東 SA (下り)	九州地方整備局
	東北地方整備局	約 290 人/日	足柄 SA (下り)	中部地方整備局
			恵那峡 SA (下り)	
			川島 PA (上り)	近畿地方整備局
			草津 PA (下り)	
	豊浜 SA (下り)	四国地方整備局		
	関東地方整備局	約 340 人/日	足柄 SA (下り)	中部地方整備局
			恵那峡 SA (下り)	
			川島 PA (上り)	近畿地方整備局
	草津 PA (下り)			
	北陸地方整備局	約 190 人/日	草津 PA (下り)	近畿地方整備局
			豊浜 SA (下り)	四国地方整備局
	中国地方整備局	約 120 人/日	石鎚山 SA (上り)	四国地方整備局
	沖縄総合事務局	約 30 人/日	九州地方整備局	九州地方整備局
北海道・東北・ 関東・北陸信越・ 中国運輸局 東京航空局	約 50 人/日	※応援運輸局は、受援運輸局に向け進出。東京航空局は被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。		中部・近畿・四国・九州運輸局、 神戸運輸監理部 大阪航空局
受援	中部地方整備局	約 210 人/日	※被災状況に応じて、管内の被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定。大阪航空局は、被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。	
	近畿地方整備局	約 220 人/日		
	四国地方整備局	約 120 人/日		
	九州地方整備局	約 290 人/日		
	中部・近畿・四国・九州運輸局、 神戸運輸監理部 大阪航空局	約 80 人/日		
合計	約 2,320 人/日			

(下線は改定部分)

改定前					改定後				
注 1) 排水活動及び災害対策用船舶に係る隊員は、排水ポンプ車、災害対策用船舶等に併せて派遣するため、上表と一致しない場合がある。					注 1) 排水活動及び災害対策用船舶に係る隊員は、排水ポンプ車、災害対策用船舶等に併せて派遣するため、上表と一致しない場合がある。				
注 2) 進出目標（広域進出拠点）は、被害量推計や被災状況を踏まえて決定する。 なお、応援地整等の先遣班（緊急災害対策派遣官、交通緊急災害対策派遣官）は、状況に応じ、進出目標（広域進出拠点）を経由せず、派遣予定先に向かう。					注 2) 進出目標（広域進出拠点）は、被害量推計や被災状況を踏まえて決定する。 なお、応援地整等の先遣班（緊急災害対策派遣官、交通緊急災害対策派遣官）は、状況に応じ、進出目標（広域進出拠点）を経由せず、派遣予定先に向かう。				
【災害対策用機械の派遣規模及び派遣先】					【災害対策用機械の派遣規模及び派遣先】				
	部隊の所在地	最大派遣規模 (括弧内は排水ポンプ車)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣予定先		部隊の所在地	最大派遣規模 (括弧内は排水ポンプ車)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣予定先
応援	北海道開発局	約 30 台 (約 15 台)	足柄 SA (下り) 恵那峡 SA (下り) 川島 PA (上り) 草津 SA (下り)	中部地方整備局 四国地方整備局	応援	北海道開発局	約 30 台 (約 15 台)	足柄 SA (下り) 恵那峡 SA (下り) 川島 PA (上り) 草津 PA (下り)	中部地方整備局 四国地方整備局
	東北地方整備局	約 50 台 (約 25 台)	足柄 SA (下り) 恵那峡 SA (下り) 川島 PA (上り) 草津 SA (下り)	中部地方整備局 四国地方整備局 九州地方整備局		東北地方整備局	約 50 台 (約 25 台)	足柄 SA (下り) 恵那峡 SA (下り) 川島 PA (上り) 草津 PA (下り)	中部地方整備局 四国地方整備局 九州地方整備局
	関東地方整備局	約 70 台 (約 20 台)	足柄 SA (下り) 恵那峡 SA (下り) 川島 PA (上り)	中部地方整備局 四国地方整備局		関東地方整備局	約 70 台 (約 20 台)	足柄 SA (下り) 恵那峡 SA (下り) 川島 PA (上り)	中部地方整備局 四国地方整備局
	北陸地方整備局	約 60 台 (約 20 台)	草津 SA (下り)	中部地方整備局 近畿地方整備局 四国地方整備局		北陸地方整備局	約 60 台 (約 20 台)	草津 PA (下り)	中部地方整備局 近畿地方整備局 四国地方整備局
	中国地方整備局	約 40 台 (約 20 台)	豊浜 SA (下り) 石鎚山 SA (上り)	四国地方整備局		中国地方整備局	約 40 台 (約 20 台)	豊浜 SA (下り) 石鎚山 SA (上り)	四国地方整備局
	東京航空局	約 8 台	東京航空局は被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。	大阪航空局		東京航空局	約 8 台	東京航空局は被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。	大阪航空局
受援	中部地方整備局	約 80 台 (約 30 台)	※被災状況に応じて、管内の被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定。大阪航空局は、被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。		受援	中部地方整備局	約 80 台 (約 30 台)	※被災状況に応じて、管内の被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定。大阪航空局は、被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。	
	近畿地方整備局	約 80 台 (約 20 台)				近畿地方整備局	約 80 台 (約 20 台)		
	四国地方整備局	約 60 台 (約 20 台)				四国地方整備局	約 60 台 (約 20 台)		
	九州地方整備局	約 80 台 (約 50 台)				九州地方整備局	約 80 台 (約 50 台)		
	大阪航空局	約 7 台				大阪航空局	約 7 台		
合計		約 565 台 (約 220 台)			合計		約 565 台 (約 220 台)		

改定前				改定後																																																																																											
注 1) 照明車・衛星通信車・Ku-SAT・対策本部車等の派遣先は、原則 TEC-FORCE と同じ地域を想定している。（前頁【TEC-FORCE 隊員の派遣規模及び派遣先】参照）				注 1) 照明車・衛星通信車・Ku-SAT・対策本部車等の派遣先は、原則 TEC-FORCE と同じ地域を想定している。（前頁【TEC-FORCE 隊員の派遣規模及び派遣先】参照）																																																																																											
注 2) 排水活動を行う機械（排水ポンプ車、一部照明車等）は、深刻な浸水被害が発生した地整に重点的に派遣する。				注 2) 排水活動を行う機械（排水ポンプ車、一部照明車等）は、深刻な浸水被害が発生した地整に重点的に派遣する。																																																																																											
・応援地整等は、派遣予定先に大津波警報が発表された場合は、広域進出拠点となる SA 等まで前進配備する。受援地整等は被災状況に応じ、派遣先・規模を決定する。				・応援地整等は、派遣予定先に大津波警報が発表された場合は、広域進出拠点となる SA 等まで前進配備する。受援地整等は被災状況に応じ、派遣先・規模を決定する。																																																																																											
・応援地整等は、派遣先の排水の目途が立った後、必要に応じて、排水作業が必要な他の地整に移動する。				・応援地整等は、派遣先の排水の目途が立った後、必要に応じて、排水作業が必要な他の地整に移動する。																																																																																											
【災害対策用船舶の派遣規模及び派遣先】				【災害対策用船舶の派遣規模及び派遣先】																																																																																											
<table><tr><th></th><th>部隊の所在地</th><th>最大派遣規模</th><th>派遣予定先</th></tr><tr><td rowspan="10">応援</td><td rowspan="4">北海道開発局</td><td rowspan="4">防災フロート（1 隻）</td><td>中部地方整備局</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td></tr><tr><td>四国地方整備局</td></tr><tr><td>九州地方整備局</td></tr><tr><td>東北地方整備局</td><td>港湾業務艇（4 隻）</td><td>中部地方整備局</td></tr><tr><td rowspan="2">関東地方整備局</td><td rowspan="2">海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（1 隻）</td><td>中部地方整備局</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td></tr><tr><td>北陸地方整備局</td><td>大型浚渫兼油回収船（1 隻）</td><td>四国地方整備局</td></tr><tr><td></td><td></td><td>九州地方整備局</td></tr><tr><td>中国地方整備局</td><td>海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（1 隻）</td><td>四国地方整備局</td></tr><tr><td></td><td></td><td>九州地方整備局</td></tr><tr><td rowspan="5">受援</td><td>中部地方整備局</td><td>大型浚渫兼油回収船（1 隻） 海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（5 隻） 防災フロート（1 隻）</td><td rowspan="5">※被害規模や支援活動等の状況に応じて、管内の被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td><td>海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（3 隻） 防災フロート（1 隻）</td></tr><tr><td>四国地方整備局</td><td>海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（4 隻）</td></tr><tr><td>九州地方整備局</td><td>大型浚渫兼油回収船（1 隻） 海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（7 隻）</td></tr><tr><td>合計</td><td>大型浚渫兼油回収船（3 隻） 海洋環境整備船（12 隻） 港湾業務艇（25 隻） 防災フロート（3 隻）</td></tr></table>					部隊の所在地	最大派遣規模	派遣予定先	応援	北海道開発局	防災フロート（1 隻）	中部地方整備局	近畿地方整備局	四国地方整備局	九州地方整備局	東北地方整備局	港湾業務艇（4 隻）	中部地方整備局	関東地方整備局	海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（1 隻）	中部地方整備局	近畿地方整備局	北陸地方整備局	大型浚渫兼油回収船（1 隻）	四国地方整備局			九州地方整備局	中国地方整備局	海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（1 隻）	四国地方整備局			九州地方整備局	受援	中部地方整備局	大型浚渫兼油回収船（1 隻） 海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（5 隻） 防災フロート（1 隻）	※被害規模や支援活動等の状況に応じて、管内の被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定	近畿地方整備局	海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（3 隻） 防災フロート（1 隻）	四国地方整備局	海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（4 隻）	九州地方整備局	大型浚渫兼油回収船（1 隻） 海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（7 隻）	合計	大型浚渫兼油回収船（3 隻） 海洋環境整備船（12 隻） 港湾業務艇（25 隻） 防災フロート（3 隻）	<table><tr><th></th><th>部隊の所在地</th><th>最大派遣規模</th><th>派遣予定先</th></tr><tr><td rowspan="10">応援</td><td rowspan="4">北海道開発局</td><td rowspan="4">防災フロート（1 隻）</td><td>中部地方整備局</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td></tr><tr><td>四国地方整備局</td></tr><tr><td>九州地方整備局</td></tr><tr><td>東北地方整備局</td><td>港湾業務艇（4 隻）</td><td>中部地方整備局</td></tr><tr><td rowspan="2">関東地方整備局</td><td rowspan="2">海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（1 隻）</td><td>中部地方整備局</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td></tr><tr><td>北陸地方整備局</td><td>大型浚渫兼油回収船（1 隻）</td><td>四国地方整備局</td></tr><tr><td></td><td></td><td>九州地方整備局</td></tr><tr><td>中国地方整備局</td><td>海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（1 隻）</td><td>四国地方整備局</td></tr><tr><td></td><td></td><td>九州地方整備局</td></tr><tr><td rowspan="5">受援</td><td>中部地方整備局</td><td>大型浚渫兼油回収船（1 隻） 海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（6 隻） 防災フロート（1 隻）</td><td rowspan="5">※被害規模や支援活動等の状況に応じて、管内の被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td><td>海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（3 隻） 防災フロート（1 隻）</td></tr><tr><td>四国地方整備局</td><td>海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（4 隻）</td></tr><tr><td>九州地方整備局</td><td>大型浚渫兼油回収船（1 隻） 海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（7 隻）</td></tr><tr><td>近畿運輸局</td><td>交通船（1 隻）</td><td>堺泉北港堺 2 区</td></tr><tr><td>合計</td><td>大型浚渫兼油回収船（3 隻） 海洋環境整備船（12 隻） 港湾業務艇（26 隻） 防災フロート（3 隻） 交通船（1 隻）</td><td></td></tr></table>					部隊の所在地	最大派遣規模	派遣予定先	応援	北海道開発局	防災フロート（1 隻）	中部地方整備局	近畿地方整備局	四国地方整備局	九州地方整備局	東北地方整備局	港湾業務艇（4 隻）	中部地方整備局	関東地方整備局	海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（1 隻）	中部地方整備局	近畿地方整備局	北陸地方整備局	大型浚渫兼油回収船（1 隻）	四国地方整備局			九州地方整備局	中国地方整備局	海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（1 隻）	四国地方整備局			九州地方整備局	受援	中部地方整備局	大型浚渫兼油回収船（1 隻） 海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（6 隻） 防災フロート（1 隻）	※被害規模や支援活動等の状況に応じて、管内の被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定	近畿地方整備局	海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（3 隻） 防災フロート（1 隻）	四国地方整備局	海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（4 隻）	九州地方整備局	大型浚渫兼油回収船（1 隻） 海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（7 隻）	近畿運輸局	交通船（1 隻）	堺泉北港堺 2 区	合計	大型浚渫兼油回収船（3 隻） 海洋環境整備船（12 隻） 港湾業務艇（26 隻） 防災フロート（3 隻） 交通船（1 隻）	
	部隊の所在地	最大派遣規模	派遣予定先																																																																																												
応援	北海道開発局	防災フロート（1 隻）	中部地方整備局																																																																																												
			近畿地方整備局																																																																																												
			四国地方整備局																																																																																												
			九州地方整備局																																																																																												
	東北地方整備局	港湾業務艇（4 隻）	中部地方整備局																																																																																												
	関東地方整備局	海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（1 隻）	中部地方整備局																																																																																												
			近畿地方整備局																																																																																												
	北陸地方整備局	大型浚渫兼油回収船（1 隻）	四国地方整備局																																																																																												
			九州地方整備局																																																																																												
	中国地方整備局	海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（1 隻）	四国地方整備局																																																																																												
		九州地方整備局																																																																																													
受援	中部地方整備局	大型浚渫兼油回収船（1 隻） 海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（5 隻） 防災フロート（1 隻）	※被害規模や支援活動等の状況に応じて、管内の被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定																																																																																												
	近畿地方整備局	海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（3 隻） 防災フロート（1 隻）																																																																																													
	四国地方整備局	海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（4 隻）																																																																																													
	九州地方整備局	大型浚渫兼油回収船（1 隻） 海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（7 隻）																																																																																													
	合計	大型浚渫兼油回収船（3 隻） 海洋環境整備船（12 隻） 港湾業務艇（25 隻） 防災フロート（3 隻）																																																																																													
	部隊の所在地	最大派遣規模	派遣予定先																																																																																												
応援	北海道開発局	防災フロート（1 隻）	中部地方整備局																																																																																												
			近畿地方整備局																																																																																												
			四国地方整備局																																																																																												
			九州地方整備局																																																																																												
	東北地方整備局	港湾業務艇（4 隻）	中部地方整備局																																																																																												
	関東地方整備局	海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（1 隻）	中部地方整備局																																																																																												
			近畿地方整備局																																																																																												
	北陸地方整備局	大型浚渫兼油回収船（1 隻）	四国地方整備局																																																																																												
			九州地方整備局																																																																																												
	中国地方整備局	海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（1 隻）	四国地方整備局																																																																																												
		九州地方整備局																																																																																													
受援	中部地方整備局	大型浚渫兼油回収船（1 隻） 海洋環境整備船（1 隻） 港湾業務艇（6 隻） 防災フロート（1 隻）	※被害規模や支援活動等の状況に応じて、管内の被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定																																																																																												
	近畿地方整備局	海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（3 隻） 防災フロート（1 隻）																																																																																													
	四国地方整備局	海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（4 隻）																																																																																													
	九州地方整備局	大型浚渫兼油回収船（1 隻） 海洋環境整備船（3 隻） 港湾業務艇（7 隻）																																																																																													
	近畿運輸局	交通船（1 隻）		堺泉北港堺 2 区																																																																																											
合計	大型浚渫兼油回収船（3 隻） 海洋環境整備船（12 隻） 港湾業務艇（26 隻） 防災フロート（3 隻） 交通船（1 隻）																																																																																														
※ 津波警報の発令状況等を踏まえ活動を開始する。				※ 津波警報の発表状況等を踏まえ活動を開始する。																																																																																											

(下線は改定部分)

改定前	改定後
5. リエゾンの派遣 ・ 地方整備局及び地方運輸局は、震度 7 又は津波浸水深 2m 以上などの津波による深刻な被害が想定される都道府県及び市町村に、リエゾン派遣する。 ・ 上記以外の都道府県及び市町村においても、被災の状況等を踏まえ、必要に応じてリエゾンを追加派遣する。 ・ リエゾンは、被害情報の収集や地方自治体との連絡調整を行う。また、防災機関としての機能を喪失した地方自治体に対し、地方自治体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。 附則 ・ 本活動計画の運用は、<u>令和 3 年 6 月 1 日</u>より開始するものとする。	5. リエゾンの派遣 ・ 地方整備局及び地方運輸局は、震度 7 又は津波浸水深 2m 以上などの津波による深刻な被害が想定される都道府県及び市町村に、リエゾン派遣する。 ・ 上記以外の都道府県及び市町村においても、被災の状況等を踏まえ、必要に応じてリエゾンを追加派遣する。 ・ リエゾンは、被害情報の収集や地方自治体との連絡調整を行う。また、防災機関としての機能を喪失した地方自治体に対し、地方自治体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。 附則 ・ 本活動計画の運用は、<u>令和 8 年 7 月 28 日</u>より開始するものとする。